

職業経験、技能、知識の不足などにより就職が困難な求職者を試行的に雇用する事業主の皆さまを支援します

トライアル雇用奨励金のご案内

平成25年度から、トライアル雇用制度を一本化(障害者トライアルを除く)しました。
また、対象者要件も下記の取扱いに変更しました。

「トライアル雇用」は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を、原則3ヶ月間の試行雇用(トライアル雇用)により、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

そのため、トライアル雇用求人に対しては、対象者の中でも、「トライアル雇用の活用による就職支援が特に必要」と公共職業安定所長が判断した人を紹介することになります。

事業主の皆さまには「トライアル雇用」を活用した積極的な求人をお願いします。

「トライアル雇用」の対象者は？

『職業経験、技能、知識等から安定した職業に就くことが困難な求職者』であって、以下のいずれかの要件を満たし、かつ、職業相談などを通じて公共職業安定所長がトライアル雇用が必要であると認めた人が対象となります。

①これまでに就労の経験のない職種または業務に就くことを希望する人

②離転職を繰り返している人（注1）

(注1)過去2年以内に2回以上離職・転職を繰り返している状態にある人であって、今後は長期的に安定した就業を希望する人。

③直近で1年を超えて失業している人（注2）

(注2)直近で1年を超えて就業※していない場合に対象となります。
※パート・アルバイトなど正社員以外の就業形態も含みます。

④その他の就職の援助を行うに当たって特別の配慮を要する人（注3）

(注3)母子家庭の母等、父子家庭の父、生活保護受給者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、日雇労働者、住居喪失不安定就労者、ホームレス、その他トライアル雇用の活用が必要と認める者

奨励金の支給額は？

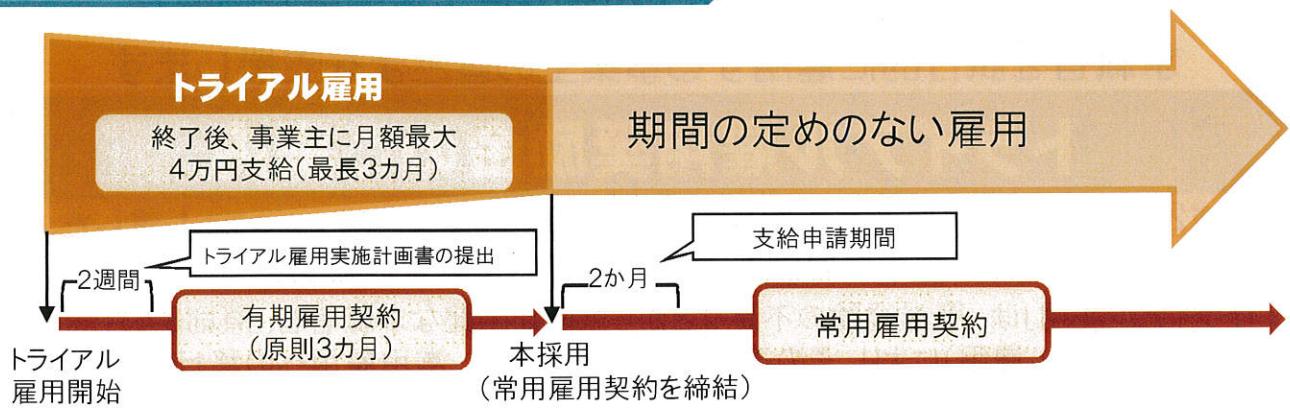
事前に、トライアル雇用求人をハローワークに提出し、ハローワークの紹介により、対象者を原則3ヶ月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、**対象者1人当たり、月額最大4万円(最長3ヶ月間)の奨励金**を受けることができます。

ご注意！

- ◆トライアル雇用については、原則求人数を超えたトライアル雇用対象者の紹介は行いません。また、求人数を超えたトライアル雇用の実施もできません。
- ◆トライアル雇用対象者の選考については、書類選考ではなく、面接選考を実施してください。



「トライアル雇用」のイメージは？



※トライアル雇用開始日から2週間以内に対象者を紹介したハローワークに実施計画書をご提出ください。

※奨励金を受給するためには、トライアル雇用終了日の翌日から起算して2か月以内に、事業所を管轄するハローワークに支給申請書を提出する必要があります。申請期限を1日でも過ぎると奨励金を受給できなくなりますので、ご注意ください。

※トライアル雇用の途中で常用雇用へ移行した場合や自己都合で離職した場合は、支給申請期間も繰り上がりますので、速やかに紹介を受けたハローワークへご連絡ください。

支給対象事業主の要件は？

受給できる事業主は、下表の1から13までのすべてに該当する事業主です。

	要件	一定期間・年度とは	備考
1	ハローワーク・地方運輸局から紹介を受ける前に対象者を雇用する約束をしていないこと	—	
2	親族以外の対象者を雇入れた事業主であること	雇入れた者が、配偶者、3親等以内の血族及び姻族以外の者であること。	
3	雇用保険の適用事業主であること	—	
4	一定期間、事業主の都合で雇用保険被保険者を解雇等していないこと	トライアル雇用開始日の前日から起算して6カ月前の日からトライアル雇用終了日までの間	短期雇用特例被保険者・日雇労働被保険者を除く
5	一定期間、特定受給資格者となる離職者が、3人を超えるかつ、トライアル雇用開始日の被保険者数の6%を超えて、出でていないこと	トライアル雇用開始日の前日から起算して6カ月前の日からトライアル雇用終了日までの間	短期雇用特例被保険者・日雇労働被保険者を除く
6	トライアル雇用前の一定期間に、対象者を雇用したことがないこと	トライアル雇用を開始した日の前日から起算して過去3年間	
7	一定期間に対象者を雇用していた事業主と、資本や経済的・組織的関連がないこと	トライアル雇用開始日の前日から起算して1年前の日からトライアル雇用開始日の前日までの間	関連があると、新規雇用と認められません
8	一定年度に労働保険料の未納がないこと	奨励金支給年度の前年度より前のいずれかの保険年度	
9	一定期間、他の奨励金などを不正受給していないこと	トライアル雇用開始日の前日から起算して3年前の日から奨励金の支給決定を行う日までの間	
10	対象者の出勤状況や賃金の支払い状況を明らかにする書類を整備・保管していること	—	出勤簿、賃金台帳など
11	トライアル雇用期間中、対象者の賃金を支払い期日までに支払っていること	—	
12	労働関連法令を順守し、適正な雇用管理を行っていると認められること	—	
13	対象者の労働条件に関して不利益や違法行為がないこと	—	対象者から求人条件と異なることについて申し出があった事業主でないこと

※ 事業主の要件および奨励金の支給には、この他にも要件があります。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク